

御嵩町地域防災計画一部改定（案）について

改定の概要

【防災基本計画の修正内容を反映】

1. 最近の施策の進展や法令の改正等を踏まえた修正

- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
在宅避難者や車中泊避難者等への支援方策の検討について追記。

- 自治体、保健師、福祉関係者等の中で連携した状況把握の実施
保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うため、実施主体間の調整を追記。

- 災害対策基本法施行令
緊急通行車両確認標章等の事前交付について追記。

2. 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- 情報収集及び被災地への進出方策
車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合等を想定した救助用資機材の整備について追記。
物資の緊急輸送が可能な無人航空機等の輸送手段の確保の推進について追記。
衛星通信を活用したインターネット機器の整備活用の推進について追記。

- 自治体支援
応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化の推進について追記。また、応援職員等が活用可能なホテル等施設のリスト化について追記。

- 避難所運営
パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置について追記。トイレカー等のより快適なトイレの設置について追記。

- 物資調達・輸送
運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営の推進について追記。

【能登半島地震を踏まえた岐阜県地域防災計画の修正を反映】

1. 避難所における生活・衛生環境の改善

○避難所運営の強化

要配慮者や女性、子どもの避難訓練への参画、トイレカーやデジタル等新技術などを活用した訓練の実施について追記。

○指定避難所以外への避難者の把握

指定避難所以外で避難している被災者等に係る情報を「分散避難システム」等を活用し早期把握に努める旨追記。

二次避難を行うべき場合やその対象者を整理し、受け入れ可能なホテル・旅館等の確保、移送など二次避難の検討について追記。

2. 災害対応における県・市町村間の連携強化

○受援体制・広域連携の強化

応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化の推進について追記

他都道府県からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策の検討について追記。

○応援職員の派遣及び受入対策

応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保について追記。

○消防団の充実強化

大規模災害等に備え、団員の入団促進、実践的な教育訓練体制の充実などに町が取り組む旨追記。

○災害ケースマネジメント

災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体との連携構築、見守り・相談の機会など、きめ細やかな支援について追記。

3. デジタル等新技術の活用、複合災害への対応

○災害時の情報収集等

災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進する旨追記。

○デジタル技術を活用した被災者支援

マイナンバーカードを活用した避難者の把握・管理などの取組みの導入に向けた調査・研究の実施について追記。

○複合災害の発生可能性の周知・啓発

地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、町民に周知・啓発する旨追記。

○複合災害を想定した訓練の実施

山間部や河川の沿岸など、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した実動訓練の実施に努める旨追記。

4. 孤立やライフライン途絶の長期化への対策強化

○非常時の通信体制の整備

通信が途絶している地域を想定した、衛星通信を活用したインターネット機器の整備について追記。

5. 応急仮設住宅の整備

○応急仮設住宅供給体制の整備

応急仮設住宅の用地に関し、用地ごとの災害リスク等の情報把握や、災害時応援協定締結団体と供給体制の強化を図ることについて追記。

6. その他県の地域防災計画の修正に伴う改定

○盛土造成地の安全性を把握するための調査等

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく町内の既存盛土等に関する調査や経過観察について追記。

【その他主な改正内容】

1. 内陸型地震の被害想定の修正

内陸型地震の想定について、「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」結果と「岐阜県内陸直下地震に係る深度分布解析・被害想定調査」結果を比較し、町により影響を与える可能性が高いと思われる対象の断層帯とその被害想定を修正するもの。

2. 御嵩町防災行政無線の遠隔制御局の追加

御嵩町防災行政無線の遠隔制御局の設置場所を明確にするため設置場所を追記するもの。

3. 資料編「関係機関協定一覧」の修正

最新の状況に修正。

4. 実情に合わせた修正

その他に実情に合わせた文言の修正。

御嵩町地域防災計画 目次 新旧対照表
令和8年4月一部改定

赤字傍線部分は修正箇所

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
目次

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
目次

変更箇所	新	旧	備考
一般対策編 目次 P2 第3章 災害応急対策 第6節 り災者対策	第19項 <u>環境衛生・廃棄物処理</u> 第20項 <u>家庭動物等の救援</u>	第19項 <u>清掃活動</u> 第20項 <u>愛玩動物等の救援</u>	・ 県地域防災計画の修正
地震対策編 目次 P2 第3章 地震災害応急対策 第3節 民生安定活動	第9項 <u>環境衛生・廃棄物処理</u> 第12項 <u>家庭動物等の救援</u>	第9項 <u>清掃活動</u> 第12項 <u>愛玩動物等の救援</u>	・ 県地域防災計画の修正

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第1章 新旧対照表
令和8年4月一部改定

赤字傍線部分は修正箇所

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 1 6 第1章 第5節 4 複合災害対策</p>	<p><u>4 複合災害対策</u></p> <p><u>町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。さらに、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、町民に周知・啓発を図るものとする。</u></p> <p><u>町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</u></p> <p><u>町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>対応計画の見直しに努めるものとする。</u> <u>さらに、地域特性に応じて発生可能性が</u> <u>高い複合災害を想定し、要員の参集、災</u> <u>害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施</u> <u>に努めるものとする。</u></p>		
<p>p 1 8 第6節 3 分担任務 (3) 本部組織</p>	<p>(3) <u>本部組織</u> _____ <u>班長の属する係等の職員はそれぞれの</u> <u>班員となるものとし、各部、各班の分担</u> 任務は次のとおりとする。ただし、震度4 以上の地震が生じたときは、地震対策編 第3章第1節第1項「防災活動体制の整 備」に定める<u>体制</u>とする。</p>	<p>(3) <u>班長の属する係等の職員はそれぞ</u> <u>れの班員となるものとする。</u> _____ _____各部、各班の分担任 務は次のとおりとする。ただし、震度4 以上の地震が生じたときは、地震対策編 第3章第1節第1項「防災活動体制の整 備」に定める<u>分担任務</u>とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・細分名称の修正 ・文言の修正

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第2章 新旧対照表
令和8年4月一部改定

赤字傍線部分は修正箇所

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）

一般対策編 （第2章）

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 2 5 第2章 第1節 第1項 2 推進体制 (5) 罹災証明書の発行体制の整備</p>	<p><u>(5) 罹災証明書の発行体制の整備</u> <u>町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u> <u>また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成</p>	<p><u>(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成</u> <u>町は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、若者・女性をはじめとして県民の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
 一般対策編 （第2章）

御嵩町地域防災計画
 新旧対照表（案）
 第2章

変更箇所	新	旧	備考
<p>(7) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進</p>	<p><u>等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(7)</u> 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進</p> <p>町及び県は、新型コロナウイルス感染症<u>流行時の経験も</u>踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>_____</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p><u>(5)</u> 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進</p> <p>町及び県は、新型コロナウイルス感染症<u>_____</u>の<u>発生を</u>踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コ</u><u>ロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	
<p>(8) デジタル等新技術を活用した防災対策の推進</p>	<p><u>(8)</u> デジタル<u>等新</u>技術を活用した防災対策の推進</p> <p>町、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ取</p>	<p><u>(6)</u> デジタル<u>_____</u>技術を活用した防災対策の推進</p> <p>町、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ取</p>	

変更箇所	新	旧	備考
	<p>集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進するものとする。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広く検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。なお、デジタル技術の活用に際しては、高齢者や障がい者など、その恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな支援や取組みを一体で推進するものとする。</u></p>	<p>集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
 一般対策編 （第2章）

御嵩町地域防災計画
 新旧対照表（案）
 第2章

変更箇所	新	旧	備考
(9)	<u>(9)</u> 略	<u>(7)</u> 略	
p 30 第2節 第1項 2 総合防災における教養普及 (2) 広報すべき内容	(2) 広報すべき内容 アからウまで 略 エ 災害時の心得 (ア)から(エ)まで 略 <u>(オ) 山間部や河川沿岸など、地域の特性 に応じて発生可能性が高い複合災害リス クと取るべき行動</u> <u>(カ)</u> 略 <u>(キ)</u> 略 <u>(ク)</u> 略	(2) 広報すべき内容 アからウまで 略 エ 災害時の心得 (ア)から(エ)まで 略 <u>(追加)</u> <u>(オ)</u> 略 <u>(カ)</u> 略 <u>(キ)</u> 略	・ 県地域防災計画の修正
p 31 11 災害伝承	11 災害伝承 町、県、防災関係機関等は、住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。あわせて、広く一般に閲覧できるよう地理情報その他の方法に	11 災害伝承 町、県、防災関係機関等は、住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。あわせて、広く一般に閲覧できるよう地理情報その他の方法に	・ 県地域防災計画の修正

変更箇所	新	旧	備考
	<p>の地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づいて、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時期等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、実地又は図上において、次の点に留意のうえ、それぞれの機関別あるいは合同して訓練を行う。</p> <p>また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。<u>あわせて、トイレカーやデジタル等新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進めるものとする。</u></p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4) 感染症対策への配慮</p> <p>_____感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。</p>	<p>の地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づいて、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時期等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、実地又は図上において、次の点に留意のうえ、それぞれの機関別あるいは合同して訓練を行う。</p> <p>また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。<u>(追加)</u></p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4) 感染症対策への配慮</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施するものとする。</p>	

変更箇所	新	旧	備考
<p>3 地すべり対策事業</p>	<p>砂防法（明治33年法律第29号）に基づき砂防指定地を指定している。</p> <p>このため砂防堰堤を設置する砂防事業の実施を県に要請し予防措置を講ずるとともに、警戒避難体制の確立などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。</p> <p>3 地すべり対策事業</p> <p>地すべり崩壊による被害を除却又は軽減するため、県は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に基づき、地すべり防止区域を指定している。</p> <p>町は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、適切に住民の避難情報の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を県から受ける。</p>	<p><u>と一体になって整備を要する重要な水系に係る溪流、都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る溪流等を重点に、</u>砂防法（明治33年法律第29号）に基づき砂防指定地を指定している。</p> <p>このため砂防堰堤を設置する砂防事業の実施を県に要請し予防措置を講ずるとともに、警戒避難体制の確立などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。</p> <p>3 地すべり対策事業</p> <p>地すべり崩壊による被害を除却又は軽減するため、県は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に基づき、地すべり防止区域を指定している。</p> <p>町は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、適切に住民の避難情報の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を県から受ける。</p>	

変更箇所	新	旧	備考
	<p>本町では、対策工事 <u>（集水井工等）</u> の実施を県に要請するなど、予防措置を講じていく。</p>	<p>本町では、対策工事 _____ の実施を県に要請するなど、予防措置を講じていく。</p>	
<p>p 4 5 第3節 第2項 2 農地防災計画 (2) ため池等整備事業</p>	<p>(2) ため池等整備事業 農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、<u>地震・豪雨耐性評価を実施し、</u>ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施する。（農業用ため池状況は別表2参照） 町及び県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。</p>	<p>(2) ため池等整備事業 農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、 _____ ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施する。（農業用ため池状況は別表2参照） 町及び県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行うものとする。<u>さらに、</u>県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>_____を行うものとする。<u>また、</u>_____を行うものとする。県は、当該盛土_について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	
<p>p 5 0 第4節 6 空家等の状況の確認</p>	<p>6 空家等の状況の確認 町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。<u>また、大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進するものとする。</u></p>	<p>6 空家等の状況の確認 町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。<u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 5 9 第5節 第3項 5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (3) 救急・救助、医療及び消火活動関係</p>	<p>(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係 ア 救急・救助活動関係 町及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整</p>	<p>(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係 ア 救急・救助活動関係 町及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	<p>備に努める。<u>その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p> <p>イ及びウ 略</p>	<p>備に努める。<u>(追加)</u></p> <p>イ及びウ 略</p>	
<p>p 7 1 第7節 第2項 2 水害予防対策 (2) 道路施設対策</p>	<p>(2) 道路施設対策</p> <p>道路管理者は、道路施設について、<u>施設</u>点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、<u>緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路やアンダーパスの冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u></p>	<p>(2) 道路施設対策</p> <p>道路管理者は、道路施設について、<u>防災</u>点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、<u>社会資本総合整備計画等に基づき</u>緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路やアンダーパスの冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 8 1 第8節 3 災害対策物資の備蓄についての基本方針 (4) 町の備蓄の原則</p>	<p>(4) 町の備蓄の原則 大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や <u>感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。</u> また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。 そのため、町は、物資の調達や輸送が</p>	<p>(4) 町の備蓄の原則 大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。 また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。 そのため、町は、物資の調達や輸送が</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された指定緊急避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。	平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された指定緊急避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。	
p 8 2 (7) 支援物資の輸送体制の整備	<u>(7) 支援物資の輸送体制の整備</u> <u>町及び県は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。</u> <u>また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u>	<u>(追加)</u>	・ 県地域防災計画の修正
p 8 4 7 防災資機材の確保 (1) 防災資機材の充実強化	(1) 防災資機材の充実強化 御嵩町防災資機材・備蓄品状況 <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">別紙1参照</div>	(1) 防災資機材の充実強化 御嵩町防災資機材・備蓄品状況	・ 実情に合わせた修正

変更箇所	新	旧	備考
p 8 9 第9節 3 通信施設 (1) 御嵩町防災行政無線	(1) 御嵩町防災行政無線 ア 同報系 <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; margin: 10px auto; text-align: center;">別紙2参照</div>	(1) 御嵩町防災行政無線 ア 同報系	・実情に合わせた修正 ・遠隔制御局の追加
p 9 1 4 非常通信の利用	4 非常通信の利用 町は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努める。 ※非常通信（電波法第52条） 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。 <u>町、県、防災関係機関は、通信が途絶</u>	4 非常通信の利用 町は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努める。 ※非常通信（電波法第52条） 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。 <u>(追加)</u>	・県地域防災計画の修正

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。</u></p>		
<p>p 9 2 5 その他通信網 (5) 公共安全モバイルシステム</p>	<p><u>(5) 公共安全モバイルシステム</u> <u>平時は携帯電話として使用でき、災害発生時等には、機関の内部や、自機関と他機関との間で連絡・情報共有手段となる公共安全モバイルシステムを活用した情報収集体制の整備を図るものとする。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 9 4 第10節 2 避難計画の策定</p>	<p>2 避難計画の策定 町は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を策定し、住民、指定緊急避難場所及び指定避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。 また、町及び県は、<u>子どもを含む</u>住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。「災害・避難カード」は紙媒体のほ</p>	<p>2 避難計画の策定 町は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を策定し、住民、指定緊急避難場所及び指定避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。 また、町及び県は、<u> </u>住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。「災害・避難カード」は紙媒体のほ</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
<p>3 行政区域を越えた広域避難の調整 (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避</p>	<p>か、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。 学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより確実に避難ができるよう備える。</p> <p>3 行政区域を越えた広域避難の調整 (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。 <u>加えて、他都道府県からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策を検討する</u></p>	<p>か、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。 学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより確実に避難ができるよう備える。</p> <p>3 行政区域を越えた広域避難の調整 (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	

変更箇所	新	旧	備考
4 指定避難所	<p><u>ものとする。</u></p> <p>4 指定避難所 住家を失い、又は避難の指示等を受けた者を収容するための指定避難所の選定については、洪水、山津波、地すべり、がけ崩れ等に対して地形的に安全な場所で、付近に危険物施設等がなく、かつ、たん水、強風等に耐える建造物とする。現在、町では別表に掲げるとおり、指定避難所の指定を行っている。<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図り、緊急時に備える。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>4 指定避難所 住家を失い、又は避難の指示等を受けた者を収容するための指定避難所の選定については、洪水、山津波、地すべり、がけ崩れ等に対して地形的に安全な場所で、付近に危険物施設等がなく、かつ、たん水、強風等に耐える建造物とする。現在、町では別表に掲げるとおり、指定避難所の指定を行っている。<u>今後さらに、町広報紙等により</u>周知徹底を図り、緊急時に備える。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p>	
p 95 (1) 指定避難所の指定	<p>(1) 指定避難所の指定 町は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿</p>	<p>(1) 指定避難所の指定 町は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	<p>のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <hr/> <p>町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>町は、前述の公示を活用しつつ、福祉</p>	<p>のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、<u>県は積極的にその協力・支援を行う。</u></p> <p>町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>町は、前述の公示を活用しつつ、福祉</p>	

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>をはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるとともに、車中泊避難や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておく。</p> <p>避難所における _____ _____感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努める。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるとともに、車中泊避難や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておく。</p> <p>避難所における <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努める。</p>	
<p>p 9 6 6 在宅避難者等の支援</p>	<p><u>6 在宅避難者等の支援</u></p> <p><u>町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のた</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
<p>7 車中泊避難者の支援</p>	<p><u>めの拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>7 車中泊避難者の支援</u></p> <p><u>町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>8から14まで 略</p>	<p>(追加)</p> <p>6から12まで 略</p>	
<p>p 98 15 避難情報の把握</p>	<p><u>15 避難情報の把握</u></p> <p>町及び県は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。</p>	<p><u>13 避難情報の把握</u></p> <p>町及び県は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>町及び県は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努めるものとする。</u></p> <p><u>町及び県は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するものとする。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、町民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進するものとする。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努めるものとする。</u></p>		

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
 一般対策編 （第2章）

御嵩町地域防災計画
 新旧対照表（案）
 第2章

変更箇所	新	旧	備考
p 1 0 7 第 12 節 12 施設、設備等の整備 (4) 二次避難の検討	<u>(4) 二次避難の検討</u> <u>町及び県は、二次避難を行うべき場合</u> <u>やその対象者を整理し、被災者を受け入</u> <u>れ可能なホテル・旅館等の確保に努める</u> <u>ものとする。また、バスなど被災者の移</u> <u>送手段を確保し、二次避難についての被</u> <u>災者の意向を把握するよう努める。</u> <u>さらに、被災者の希望を踏まえたホテ</u> <u>ル・旅館等のマッチング、ホテル・旅館</u> <u>等への移送、二次避難先での継続的な支</u> <u>援等についても検討するものとする。</u>	<u>(追加)</u>	・ 県地域防災計画の修正
p 1 0 8 13 外国人等に対する防災対策	13 外国人等に対する防災対策 (1)から(4)まで 略 <u>(5) 外国人防災リーダーを防災講座等</u> <u>に講師として派遣するなど、地域の外国</u> <u>人に対する防災啓発の強化を推進</u> <u>(6)から(7)まで 略</u>	13 外国人等に対する防災対策 (1)から(4)まで 略 <u>(追加)</u> <u>(5)から(6)まで 略</u>	・ 県地域防災計画の修正
p 1 1 4 第 14 節 広域応援体制の整備 8 受援体制の整備	<u>8 受援体制の整備</u> <u>町は、国や他の地方公共団体等からの</u> <u>応援職員等を迅速・的確に受け入れて情</u> <u>報共有や各種調整等を行うための受援体</u> <u>制の整備に努めるものとする。特に、応</u>	<u>(追加)</u>	・ 県地域防災計画の修正

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>援職員等の執務スペースの確保、応援職員</u> <u>の効率的な配置や役割の明確化を図</u> <u>り、庁内全体及び各業務担当部署におけ</u> <u>る受援担当者の選定を行う。その際、感</u> <u>染症対策のため、適切な空間の確保に配</u> <u>慮するものとする。</u></p> <p><u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が</u> <u>困難となる場合も想定して、宿泊施設の</u> <u>確保に向けた民間施設等との協定の締結</u> <u>を進めるものとする。加えて、応援職員</u> <u>等に対して紹介できる、ホテル・旅館、</u> <u>公共施設の空きスペース、仮設の拠点や</u> <u>宿泊に供する車両を設置できる空き地な</u> <u>ど宿泊場所として活用可能な施設等のリ</u> <u>スト化に努めるものとする。</u></p>		
<p>p 1 2 2 第 18 節 4 公共施設等の長寿命化対策</p>	<p><u>4 公共施設等の長寿命化対策</u> <u>町は、不特定多数の方が集まる公共施設</u> <u>や学校など多くの町有施設が老朽化し、</u> <u>更新時期を迎えることから、「御嵩町公共</u> <u>施設等総合管理計画」に基づき、必要性、</u> <u>有効性、効率性の観点から、統廃合等も</u> <u>含めた今後の施設のあり方について検討</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
一般対策編 （第2章）

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第2章

変更箇所	新	旧	備考
	<u>を行うとともに、「御嵩町公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な維持保全に取り組むものとする。</u>		
p 1 2 5 第 20 節 4 搜索、救急・救助、医療及び消火活動関係 (1) 救急・救助活動関係	(1) 救急・救助活動関係 町及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。 <u>その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u>	(1) 救急・救助活動関係 町及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。 <u>(追加)</u>	・ 県地域防災計画の修正
p 1 2 8 第 21 節 5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (3) 救急・救助、医療及び消火活動関係	(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係 ア 救急・救助活動関係 鉄道事業者は、鉄道災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。 町及び県は、救助工作車、救急車、照	(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係 ア 救急・救助活動関係 鉄道事業者は、鉄道災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。 町及び県は、救助工作車、救急車、照明	・ 県地域防災計画の修正

変更箇所	新	旧	備考
	明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。 <u>その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> イからウまで 略	車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。 <u>(追加)</u> イからウまで 略	
p 1 3 1 第 22 節 4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (3) 救急・救助、医療及び消火活動関係	(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係 ア 救急・救助活動関係 町及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。 <u>その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> イからウまで 略	(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係 ア 救急・救助活動関係 町及び県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。 <u>(追加)</u> イからウまで 略	・ 県地域防災計画の修正
p 1 3 4 第 23 節 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復	(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係 ア 救急・救助活動関係 町は、救助工作車、救急車、照明車等	(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係 ア 救急・救助活動関係 町は、救助工作車、救急車、照明車等	・ 県地域防災計画の修正

変更箇所	新	旧	備考
<p>旧への備え (3) 救急・救助、医療及び消火活動関係</p>	<p>の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。<u>その際、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 消火活動関係</p> <p>町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、<u>大規模地震など多様な災害にも対応する</u>消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。</p>	<p>の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。<u>(追加)</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 消火活動関係</p> <p>町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、<u>消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。</u></p>	

一般対策編 第2章

別紙1、2

新旧対照表

赤字傍線部分は修正箇所

新

御嵩町防災資機材・備蓄品状況

(令和 7 年 4 月現在)

	資 機 材 名	本 庁	長 岡	伏 見	中	御 嵩	上之郷	防災コミュニ ティセンター	B&G 海洋 センター	計
略	略									
14	燃料缶詰 (1 L 缶)	<u>8</u>		<u>8</u>	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>8</u>			<u>40</u>
略	略									
54	アルファ米	335	2250	400	<u>500</u>	<u>400</u>	<u>300</u>			<u>4185</u>
55	サバイバルフーズ			180	240	180	<u>120</u>			<u>720</u>
略	略									
58	飲料水 1.50 20	<u>15</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>			<u>65</u>
略	略									
60	ビスケット (ビスコ)			<u>240</u>	<u>240</u>	<u>240</u>	<u>240</u>		<u>—</u>	<u>960</u>
略	略									
129	LIFE STOCK エナジー タイプ グレープ		400							400
<u>130</u>	<u>芝刈機 (充電式)</u>							<u>1</u>		<u>1</u>
<u>131</u>	<u>避難所トイレ開設セッ ト</u>		<u>8</u>							<u>8</u>
<u>132</u>	<u>サニタクリーン</u>		<u>320</u>							<u>320</u>
<u>133</u>	<u>おにぎり</u>		<u>2000</u>							<u>2000</u>
<u>134</u>	<u>スキムミルク</u>			伏保 <u>1</u>						<u>1</u>
<u>135</u>	<u>長尺トイレトペーパー ニ</u>		<u>120</u>							<u>120</u>

旧

御嵩町防災資機材・備蓄品状況

(令和6年4月現在)

	資機材名	本庁	長岡	伏見	中	御嵩	上之郷	防災コミュニティセンター	B&G海洋センター	計
略	略									
14	燃料缶詰(1L缶)	—		32	32	32	32			128
略	略									
54	アルファ米	335	2250	400	400	350	400			4135
55	サバイバルフーズ			180	240	180	180			780
略	略									
58	飲料水 1.5ℓ	90	—	—	—	—	—			90
略	略									
60	ビスケット(ビスコ)			120	120	120	120		120	600
略	略									
129	LIFE STOCK エナジータイプ グレープ		400							400
—	—							—		—
—	—		—							—
—	—		—							—
—	—		—							—
—	—			—						—
—	—		—							—

新

(1) 御嵩町防災行政無線

ア 同報系

同 報 系 固 定 局 施 設	
本 部 施 設 (親 局)	設置場所：御嵩町役場 2 階 防災行政無線室 デジタル波周波数：55.35125MH z 0.01W アナログ波周波数：55.955MH z 0.05W 中継波周波数：407.25MH z (移動系) 0.1 W ：55.955MH z (同報系) 0.05W
<u>本 部 施 設 (遠隔制御局)</u>	<u>設置場所：御嵩町役場 1 階 宿直室</u> <u>地区設置場所：上之郷小学校、御嵩小学校、伏見小学校、上之郷中学校、</u> <u>向陽中学校、共和中学校の各職員室</u>
中 継 施 設 (中継局)	設置場所：御嵩町美佐野 5376 番地 デジタル波周波数：65.55125MH z 10W アナログ波周波数：69.48MH z 5W 通信波周波数：268.15625MH z (移動系) 20 W ：55.955MH z (同報系) 0.05W
受 信 施 設 (子 局)	設置場所：屋外拡声子局 町内 17 局 戸別受信機 全世帯 受信波周波数：69.48MH z
防災相互通信用無線 (他市町村、機関との連絡用無線)	
みたけ 110	通信波周波数：466.775MH z (移動系) 5 W (市町村共通波)
県の機関、消防機関、他市町村等との防災相互通信用無線	
みたけぼうたい	通信波周波数：158.35MH z 10W

旧

(1) 御嵩町防災行政無線

ア 同報系

同 報 系 固 定 局 施 設	
本 部 施 設 (親 局)	設置場所：御嵩町役場 2 階 防災行政無線室 デジタル波周波数：55.35125MH z 0.01W アナログ波周波数： 55.955MH z 0.05W 中継波周波数： 407.25MH z (移動系) 0.1 W : 55.955MH z (同報系) 0.05W
中 継 施 設 (中継局)	設置場所：御嵩町美佐野 5376 番地 デジタル波周波数：65.55125MH z 10W アナログ波周波数： 69.48MH z 5W 通信波周波数： 268.15625MH z (移動系) 20 W : 55.955MH z (同報系) 0.05W
受 信 施 設 (子 局)	設置場所：屋外拡声子局 町内 17 局 戸別受信機 全世帯 受信波周波数： 69.48MH z
防災相互通信用無線 (他市町村、機関との連絡用無線)	
みたけ 110	通信波周波数： 466.775MH z (移動系) 5 W (市町村共通波)
県の機関、消防機関、他市町村等との防災相互通信用無線	
みたけぼうたい	通信波周波数： 158.35MH z 10W

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第3章 新旧対照表
令和8年4月一部改定

赤字傍線部分は修正箇所

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 1 6 0 第3章 第2節 第5項 4 応援職員の派遣及び受入対策</p>	<p>4 <u>応援職員の派遣及び受入</u> <u>対策</u> 町及び県は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。<u>また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>4 <u>応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策</u> 町及び県は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。<u>(追加)</u></p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>
<p>p 1 6 8 第3節 第2項 4 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用</p>	<p>4 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用 町及び県は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を</p>	<p>4 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用 町及び県は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	<p>勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。</p> <p><u>また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p>	<p>勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p>	
<p>p 1 7 1 9 災害救助法による輸送の基準 (4) 報告その他事務手続</p>	<p>(4) 報告その他事務手続 庁用車一覧</p> <div data-bbox="907 1104 1283 1179" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;"> 別紙1参照 </div>	<p>(4) 報告その他事務手続 庁用車一覧</p>	<p>・実情に合わせた修正</p>
<p>p 2 1 3 第5節 第1項 4 負傷者等の救出及び救急活動</p>	<p>(1) 消防機関、警察等による救出・救急活動 消防機関、警察等は、倒壊家屋の下敷</p>	<p>(1) 消防機関、警察等による救出・救急活動 消防機関、警察等は、倒壊家屋の下敷</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
(1) 消防機関、警察等による救出・救急活動	<p>き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。</p> <p><u>災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</u></p> <p>ア 救出活動</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。<u>救助を行う警察又は消防その他これに準ずる機関は、生命又は身体に対する重大な危険が切迫しており、かつ、要</u></p>	<p>き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ア 救出活動</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。<u>(追加)</u></p>	

変更箇所	新	旧	備考
	<p>が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>町は、指定避難所における _____ _____感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>町及び県は、被災地において _____ _____感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p> <p>さらに、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安</p>	<p>が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>町は、指定避難所における <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>町及び県は、被災地において <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</p> <p>さらに、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安</p>	

変更箇所	新	旧	備考
	<p>全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。 _____ _____ _____ _____</p> <p>町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p><u>町は、それぞれの指定避難所に受け入</u> <u>れている避難者に係る情報及び指定 避</u></p>	<p>全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。<u>また、指定避難所ごとにそこに</u> <u>収容されている避難者に係る情報の早期</u> <u>把握及び指定避難所で生活せず食料や水</u> <u>等を受け取りに来ている被災者等に係る</u> <u>情報の把握に努め、県を通して国等への</u> <u>報告を行う。</u></p> <p>町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報を「分散避難システム」等を活用し早期把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>町は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供することとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>町本部は特に以下の事項に留意し、適切な運営管理を行う。 アからエまで 略</p>	<p>町本部は特に以下の事項に留意し、適切な運営管理を行う。 アからエまで 略</p>	

変更箇所	新	旧	備考
	<p>する。</p> <p>応急仮設住宅を提供する必要があるときは、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む</p> <p>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。</p>	<p>する。</p> <p>応急仮設住宅を提供する必要があるときは、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援</p> <p>応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。</p>	
<p>p 2 5 3</p> <p>第7項</p> <p>5 調達及び配分の要領</p>	<p>5 調達及び配分の要領</p> <p>物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、職員が不足する場合は関係班以外の班の応援を行うほか、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。また、災害救助法が適用された場合の物資の調達は県本部が行うが、県本部長から現地において確保するよう指示があったときは、次</p>	<p>5 調達及び配分の要領</p> <p>物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、職員が不足する場合は関係班以外の班の応援を行うほか、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。また、災害救助法が適用された場合の物資の調達は県本部が行うが、県本部長から現地において確保するよう指示があったときは、次</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	<p>により行う。</p> <p>また、生活必需品の調達及び輸送は、町において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。</p> <p>さらに、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</p>	<p>により行う。</p> <p>また、生活必需品の調達及び輸送は、町において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資_____をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。</p> <p>さらに、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。</p>	

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 2 6 4 第 10 項 6 応急仮設住宅の建設及び入居 (6) 応急仮設住宅(賃貸型応急住宅を含む)の運営管理</p>	<p>(6) 応急仮設住宅(賃貸型応急住宅を含む)の運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、<u>女性や子ども</u>の参画を推進し、<u>女性や子ども</u>を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 アからウまで 略</p>	<p>(6) 応急仮設住宅(賃貸型応急住宅を含む)の運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、<u>女性</u>の参画を推進し、<u>女性</u>を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 アからウまで 略</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 2 6 7 9 障害物の除去 (3) 除去する基準等</p>	<p>(3) 除去する基準等 障害物の除去に要する経費は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。ただし、同一住家（一戸）につき2以上の世帯が居住している場合は、一世帯あたりの限度額の範囲内とする。実施は、居室、便所、炊事場等について、人夫の雇上、器具の借上、除去のため輸送等被害の条件に適した方法によって行うものとするが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による清掃との関係を考慮し本章第6節第19項「<u>環境衛生・廃棄物処理</u>」に準じて実施する。</p>	<p>(3) 除去する基準等 障害物の除去に要する経費は、岐阜県災害救助法施行細則（資料編に掲載）に定める額の範囲内とする。ただし、同一住家（一戸）につき2以上の世帯が居住している場合は、一世帯あたりの限度額の範囲内とする。実施は、居室、便所、炊事場等について、人夫の雇上、器具の借上、除去のため輸送等被害の条件に適した方法によって行うものとするが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による清掃との関係を考慮し本章第6節第19項「<u>清掃活動</u>」に準じて実施する。</p>	<p>・ 文言の整理</p>
<p>p 2 9 7 第18項 2 保健活動 (3) その他</p>	<p>(3) その他 その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによる。 <u>町及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時</u></p>	<p>(3) その他 その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによる。 <u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	町・住民・回収業者が連携してフロンの適切な回収・処理を行う。	町・住民・回収業者が連携してフロンの適切な回収・処理を行う。	
<p>p 3 0 0</p> <p>4 清掃方法</p> <p>(4) 災害廃棄物の発生への備え</p>	<p><u>(4) 災害廃棄物の発生への備え</u></p> <p><u>町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に 災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、御嵩町災害廃棄物処理計画等において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>町及び県は「災害廃棄物処理計画」の実効性を確保するために必要となる演</u></p>	<p><u>(4) 処理に必要な人員、機材等の算出</u></p> <p><u>清掃班の所要数及びし尿の推定排出量の算出方法は、御嵩町災害廃棄物処理計画等に定めるところによる。</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
<p>7 その他関連対策 (1) 仮設トイレ（簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等を含む。）の設置</p>	<p><u>習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>7 その他関連対策 (1) 仮設トイレ（<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等を含む。</u>）の設置 アからエまで 略</p>	<p>7 その他関連対策 (1) 仮設トイレ _____ _____ の設置 アからエまで 略</p>	
<p>p 3 0 2 第 20 項 家庭動物の救援 1 計画の方針 2 被災地域における動物の保護</p>	<p>第20項 <u>家庭動物</u>の救援 1 計画の方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した<u>家庭動物</u>（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、<u>猫</u>等の動物）<u> </u>が多数生じると同時に、多くの被災者が<u>家庭動物</u>を伴い指定避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2 被災地域における動物の保護 町及び県は、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い</p>	<p>第20項 <u>愛玩動物等</u>の救援 1 計画の方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した<u>愛玩動物</u>（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、<u>ねこ</u>等の動物）<u>等</u>が多数生じると同時に、多くの被災者が<u>愛玩動物</u>を伴い指定避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2 被災地域における動物の保護 町及び県は、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
<p>3 動物の適正な飼養体制の確保等</p>	<p>主不明又は負傷した<u>家庭</u>動物の保護、収容、救護等を行う。</p> <p>3 動物の適正な飼養体制の確保<u>等</u></p> <p>町は、<u>指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>町は、県、関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した<u>家庭</u>動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。</p>	<p>主不明又は負傷した<u>愛玩</u>動物の保護、収容、救護等を行う。</p> <p>3 動物の適正な飼養体制の確保<u>__</u></p> <p>町は、<u>飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を指定避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。</u></p> <p>町は、県、関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した<u>愛玩</u>動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。</p>	
<p>p 3 1 6 第8節 7 施設別応急対策 (1) 道路施設の応急対策</p>	<p>(1) 道路施設の応急対策</p> <p>ア 略</p> <p>イ 応援要請</p> <p>道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去<u>(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)</u>が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。</p>	<p>(1) 道路施設の応急対策</p> <p>ア 略</p> <p>イ 応援要請</p> <p>道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去<u>_____</u>が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

別紙1

新旧対照表

赤字傍線部分は修正箇所

新

庁 用 車 一 覧

	担 当 課	車 種	ナ ン バ ー	備 考
1	議会事務局	ヴェルファイア	岐阜302 せ 5752	議長車
2	総務課	クラウン	岐阜303 た 9982	町長車
3		日野 リエッセII	岐阜200 さ 952	小型バス(28人乗)
4		日野 メルファ	岐阜200 は 295	中型バス(53人乗)
5		アウトランダー	岐阜800 そ 8998	消防指令車
6		エヴリイバン	岐阜480 と 4812	防災コミュニティセンター
7		ミニキャブ ミーヴ	岐阜480 ち 2018	電気自動車マルモビライト
8		ハイエーススーパーロング	岐阜100 つ 1604	マルモビ
9		亜炭鉱廃坑対策室	N-VAN	岐阜480 に 8793
10	税務課	マーチ	岐阜502 さ 3246	
11	住民環境課	プロボックスHV	岐阜400 は 9006	
12		キャリイ(軽トラ)	岐阜480 な 2148	
13		デュトロ	岐阜400 ひ 6799	
14	保険長寿課	エヴリイバン	岐阜480 え 7837	
15		アルト	岐阜480 つ 889	
16		アイミーヴ	岐阜581 あ 2989	電気自動車
17		ミニキャブ ミーヴ	岐阜480 そ 9412	電気自動車
18		エヴリイバン	岐阜480 ね 937	
19		ハイエース	岐阜800 す 2709	
20	福祉子ども課	フィット	岐阜502 ま 2405	保健センター
21		ハイゼットカーゴ	岐阜480 て 5707	日赤車
22		エキスパート	岐阜400 た 226	日赤車
23		ムーヴ	岐阜582 す 8648	
24	農林課	プロボックス	岐阜400 な 8870	
25		ジムニー	岐阜582 き 4671	
26		エヴリイバン	岐阜480 う 2771	8号車
27	建設課	ミニキャブバン	岐阜480 こ 1932	
28		プロボックスバン	岐阜400 と 8844	
29		ハイゼット(軽トラ)	岐阜480 つ 8527	
30		ハイゼット(軽トラ)	岐阜480 う 7652	
31		N-VAN	岐阜480 に 8784	
32	上下水道課	ミニキャブバン	岐阜480 こ 1933	
33		ハイゼットカーゴ	岐阜480 ほ 5156	
34		ダイナ	岐阜400 ひ 8725	

35		ハイゼット (軽トラ)	岐阜480 ふ 7572	
36		エヴリイバン	岐阜41 ま 9184	
37	学校教育課	日野 メルフア	岐阜200 は 584	スクールバス①
38		日野 リエッセ	岐阜200 さ 2804	スクールバス②
39		いすゞエルフ	岐阜100 つ 1587	給食センター おやどり
40		日野 デュトロ	岐阜100 ち 8006	給食センター 冷蔵冷凍車
41	生涯学習課	プロボックスバン	岐阜400 ぬ 2066	中山道みたけ館
42		エヴリイバン	岐阜480 か 5309	海洋センター
43		アクティ (軽トラ)	岐阜41 け 2244	上之郷公民館
44		ミニキャブバン	岐阜480 こ 1931	御嵩公民館
45		アクティ (軽トラ)	岐阜41 さ 4500	中公民館
46		キャリー	岐阜41 に 548	伏見公民館
47	共用車	エヴリイバン	岐阜480 こ 6082	1号車 (メール)
48		プロボックスバン	岐阜400 な 9108	2号車
49		プロボックスバン	岐阜400 な 9109	3号車
50		カララフィールドー	岐阜503 そ 6361	4号車
51		ヴォクシーHV	岐阜503 み 6681	5号車
52		プロボックスバン	岐阜400 の 5402	6号車
53		リーフ	岐阜303 つ 7398	7号車 (電気自動車)
54		エヴリイバン	岐阜480 ね 936	9号車
55		e-NV200	岐阜100 た 3295	11号車 (電気自動車)
56		ヴォクシーHV	岐阜503 ね 8044	12号車
57		コムス	御嵩町 い 76	14号車
58		キャンター 2t ダンプ	岐阜400 せ 4545	20号車
59		ミニキャブ ミーブトラック	岐阜480 つ 5359	21号車 (電気自動車)
60	消防車	ダイナ	岐阜800 せ 4705	第1分団1号車
61		日野	岐阜800 す 5168	第1分団2号車
62		ダイナ	岐阜800 せ 6428	第2分団
63		日野	岐阜800 そ 3919	第3分団1号車
64		ニッサン	岐阜800 そ 3511	第3分団積載車
65		ダイナ	岐阜800 せ 2396	第4分団
66		ダイナ	岐阜800 さ 2527	常備消防

庁 用 車 一 覧

	担 当 課	車 種	ナ ン バ ー	備 考
1	議会事務局	ヴェルファイア	岐阜302 せ 5752	議長車
2	総務課	クラウン	岐阜301 な 8460	町長車
3		日野 リエッセII	岐阜200 さ 952	小型バス(28人乗)
4		日野 メルファ	岐阜200 は 295	中型バス(53人乗)
5		CR-V	岐阜800 さ 5032	消防指令車
6		エヴリイバン	岐阜480 と 4812	防災コミュニティセンター
7	亜炭鉱廃坑対策室	N-VAN	岐阜480 に 8793	
8	税務課	マーチ	岐阜502 さ 3246	
9	住民環境課	プロボックスHV	岐阜400 は 9006	
10		キャリィ(軽トラ)	岐阜480 な 2148	
11		デュトロ	岐阜400 ひ 6799	
12	保険長寿課	エヴリイバン	岐阜480 え 7837	
13		アルト	岐阜480 つ 889	
14		アイミーヴ	岐阜581 あ 2989	電気自動車
15		ミニキャブ ミーヴ	岐阜480 そ 9412	電気自動車
16		ミニキャブ ミーヴ	岐阜480 ち 2018	電気自動車
17		ハイエース	岐阜800 す 2709	
18	福祉子ども課	フィット	岐阜502 ま 2405	保健センター
19		ハイゼットカーゴ	岐阜480 て 5707	日赤車
20		エキスパート	岐阜400 た 226	日赤車
21		ムーヴ	岐阜582 す 8648	
22	農林課	プロボックス	岐阜400 な 8870	
23		ジムニー	岐阜582 き 4671	
24	建設課	ミニキャブバン	岐阜480 こ 1932	
25		プロボックスバン	岐阜400 と 8844	
26		ハイゼット(軽トラ)	岐阜480 つ 8527	
27		ハイゼット(軽トラ)	岐阜480 う 7652	
28		N-VAN	岐阜480 に 8784	
29	上下水道課	ミニキャブバン	岐阜480 こ 1933	
30		e kワゴン	岐阜51 き 4325	
31		ダイナ	岐阜400 ひ 8725	
32		アクティ(軽トラ)	岐阜41 ひ 5975	
33		エヴリイバン	岐阜41 ま 9184	
34	学校教育課	日野 メルファ	岐阜200 は 584	スクールバス①

<u>35</u>		日野 リエッセ	岐阜200 さ 2804	スクールバス②
<u>36</u>		<u>ダイナ</u>	岐阜100 す 901	給食センター おやどり
<u>37</u>		<u>ミニキャブバン</u>	岐阜480 こ 1931	<u>給食センター</u>
<u>38</u>		<u>ダイナ</u>	岐阜100 ち 8006	給食センター 冷蔵冷凍車
<u>39</u>	生涯学習課	プロボックスバン	岐阜400 ぬ 2066	中山道みたけ館
<u>40</u>		エヴリイバン	岐阜480 か 5309	海洋センター
<u>41</u>		アクティ (軽トラ)	岐阜41 け 2244	上之郷公民館
<u>42</u>		<u>アクティ (軽トラ)</u>	<u>岐阜41 さ 4498</u>	御嵩公民館
<u>43</u>		アクティ (軽トラ)	岐阜41 さ 4500	中公民館
<u>44</u>		キャリー	岐阜41 に 548	伏見公民館
<u>45</u>	共用車	エヴリイバン	岐阜480 こ 6082	1号車 (メール)
<u>46</u>		プロボックスバン	岐阜400 な 9108	2号車
<u>47</u>		プロボックスバン	岐阜400 な 9109	3号車
<u>48</u>		カラーラフィールダー	岐阜503 そ 6361	4号車
<u>49</u>		ヴォクシーHV	岐阜503 み 6681	5号車
<u>50</u>		プロボックスバン	岐阜400 の 5402	6号車
<u>51</u>		リーフ	岐阜303 つ 7398	7号車 (電気自動車)
<u>52</u>		<u>エヴリイバン</u>	<u>岐阜480 う 2771</u>	<u>8号車</u>
<u>53</u>		エヴリイバン	岐阜480 ね 936	9号車
<u>54</u>		<u>エヴリイバン</u>	<u>岐阜480 ね 937</u>	<u>10号車</u>
<u>55</u>		e-NV200	岐阜100 た 3295	11号車 (電気自動車)
<u>56</u>		ヴォクシーHV	岐阜503 ね 8044	12号車
<u>57</u>		コムス	御嵩町 い 76	14号車
<u>58</u>		キャンター 2t ダンプ	岐阜400 せ 4545	20号車
<u>59</u>	ミニキャブ ミーブトラック	岐阜480 つ 5359	21号車 (電気自動車)	
<u>60</u>	消防車	ダイナ	岐阜800 せ 4705	第1分団1号車
<u>61</u>		日野	岐阜800 す 5168	第1分団2号車
<u>62</u>		ダイナ	岐阜800 せ 6428	第2分団
<u>63</u>		日野	岐阜800 そ 3919	第3分団1号車
<u>64</u>		ニッサン	岐阜800 そ 3511	第3分団積載車
<u>65</u>		ダイナ	岐阜800 せ 2396	第4分団
<u>66</u>		ダイナ	岐阜800 さ 2527	常備消防

御嵩町地域防災計画 一般対策編 第5章 新旧対照表
令和8年4月一部改定

赤字傍線部分は修正箇所

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 3 6 0 第5章 第1節 第1項 基本方針</p>	<p>被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。</p> <p>その際、住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p> <p>町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</p>	<p>被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。</p> <p>その際、住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p> <p>町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用_____するものとする。</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 3 6 6 第5節 2 実施内容 (2) 個人被災者への資金援助等</p>	<p>(2) 個人被災者への資金援助等 アからウまで 略 <u>エ 災害ケースマネジメント</u> <u>町及び県は、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体と連携構築に努めるものとする。</u> <u>また、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>(2) 個人被災者への資金援助等 アからウまで 略 <u>(追加)</u></p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第1章 新旧対照表
令和8年4月一部改定

赤字傍線部分は修正箇所

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 1 1 第1章 第5節 4 複合災害対策</p>	<p><u>4 複合災害対策</u></p> <p><u>町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。さらに、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、町民に周知・啓発を図るものとする。</u></p> <p><u>町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</u></p> <p><u>町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考																																																
	<p><u>対応計画の見直しに努めるものとする。</u> <u>さらに、地域特性に応じて発生可能性が</u> <u>高い複合災害を想定し、要員の参集、災</u> <u>害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施</u> <u>に努めるものとする。</u></p>																																																		
<p>p 1 2 第6節 1 調査の概要 (1) 想定地震の表</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="696 555 1012 651"> <p><u>揖斐川-武儀川（濃尾）断層</u> <u>帯</u></p> </td> <td data-bbox="1012 555 1126 651"> <p><u>M7.7</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 651 1012 746"> <p><u>屏風山・恵那山及び猿投山</u> <u>断層帯</u></p> </td> <td data-bbox="1012 651 1126 746"> <p><u>M7.7</u></p> </td> </tr> </table>	<p><u>揖斐川-武儀川（濃尾）断層</u> <u>帯</u></p>	<p><u>M7.7</u></p>	<p><u>屏風山・恵那山及び猿投山</u> <u>断層帯</u></p>	<p><u>M7.7</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1155 555 1471 651"> <p><u>跡津川断層帯</u></p> </td> <td data-bbox="1471 555 1585 651"> <p><u>M7.8</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 651 1471 746"> <p><u>高山・大原断層帯</u></p> </td> <td data-bbox="1471 651 1585 746"> <p><u>M7.6</u></p> </td> </tr> </table>	<p><u>跡津川断層帯</u></p>	<p><u>M7.8</u></p>	<p><u>高山・大原断層帯</u></p>	<p><u>M7.6</u></p>	<p>・県の被害想定調査に基づく修正</p>																																								
<p><u>揖斐川-武儀川（濃尾）断層</u> <u>帯</u></p>	<p><u>M7.7</u></p>																																																		
<p><u>屏風山・恵那山及び猿投山</u> <u>断層帯</u></p>	<p><u>M7.7</u></p>																																																		
<p><u>跡津川断層帯</u></p>	<p><u>M7.8</u></p>																																																		
<p><u>高山・大原断層帯</u></p>	<p><u>M7.6</u></p>																																																		
<p>p 1 3 2 内陸型地震による被害想定 (1) 岐阜県の被害想定結果</p>	<p>イ 阿寺断層帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="703 847 840 943">冬の朝 5時</th> <th data-bbox="840 847 976 943">夏の昼 12時</th> <th data-bbox="976 847 1113 943">冬の夕方 18時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="703 943 1113 994">4~<u>7</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="703 994 1113 1045">県内面積の約 <u>2</u>%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="703 1045 1113 1096"><u>20,471</u> 棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="703 1096 1113 1147"><u>42,422</u> 棟</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1147 840 1198"><u>81</u> 棟</td> <td data-bbox="840 1147 976 1198"><u>94</u> 棟</td> <td data-bbox="976 1147 1113 1198"><u>268</u> 棟</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1198 840 1249"><u>1,050</u> 人</td> <td data-bbox="840 1198 976 1249"><u>402</u> 人</td> <td data-bbox="976 1198 1113 1249"><u>619</u> 人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 1249 840 1300"><u>9,646</u> 人</td> <td data-bbox="840 1249 976 1300"><u>8,635</u> 人</td> <td data-bbox="976 1249 1113 1300"><u>7,080</u> 人</td> </tr> </tbody> </table>	冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時	4~ <u>7</u>			県内面積の約 <u>2</u> %			<u>20,471</u> 棟			<u>42,422</u> 棟			<u>81</u> 棟	<u>94</u> 棟	<u>268</u> 棟	<u>1,050</u> 人	<u>402</u> 人	<u>619</u> 人	<u>9,646</u> 人	<u>8,635</u> 人	<u>7,080</u> 人	<p>イ 阿寺断層帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 847 1303 943">冬の朝 5時</th> <th data-bbox="1303 847 1440 943">夏の昼 12時</th> <th data-bbox="1440 847 1576 943">冬の夕方 18時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1167 943 1576 994">4~<u>5強</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1167 994 1576 1045">県内面積の約 <u>1</u>%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1167 1045 1576 1096"><u>16,092</u> 棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1167 1096 1576 1147"><u>37,103</u> 棟</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1147 1303 1198"><u>39</u> 棟</td> <td data-bbox="1303 1147 1440 1198"><u>49</u> 棟</td> <td data-bbox="1440 1147 1576 1198"><u>162</u> 棟</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1198 1303 1249"><u>898</u> 人</td> <td data-bbox="1303 1198 1440 1249"><u>340</u> 人</td> <td data-bbox="1440 1198 1576 1249"><u>526</u> 人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1249 1303 1300"><u>8,960</u> 人</td> <td data-bbox="1303 1249 1440 1300"><u>7,723</u> 人</td> <td data-bbox="1440 1249 1576 1300"><u>6,384</u> 人</td> </tr> </tbody> </table>	冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時	4~ <u>5強</u>			県内面積の約 <u>1</u> %			<u>16,092</u> 棟			<u>37,103</u> 棟			<u>39</u> 棟	<u>49</u> 棟	<u>162</u> 棟	<u>898</u> 人	<u>340</u> 人	<u>526</u> 人	<u>8,960</u> 人	<u>7,723</u> 人	<u>6,384</u> 人	<p>・県の被害想定調査に基づく修正</p>
冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時																																																	
4~ <u>7</u>																																																			
県内面積の約 <u>2</u> %																																																			
<u>20,471</u> 棟																																																			
<u>42,422</u> 棟																																																			
<u>81</u> 棟	<u>94</u> 棟	<u>268</u> 棟																																																	
<u>1,050</u> 人	<u>402</u> 人	<u>619</u> 人																																																	
<u>9,646</u> 人	<u>8,635</u> 人	<u>7,080</u> 人																																																	
冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時																																																	
4~ <u>5強</u>																																																			
県内面積の約 <u>1</u> %																																																			
<u>16,092</u> 棟																																																			
<u>37,103</u> 棟																																																			
<u>39</u> 棟	<u>49</u> 棟	<u>162</u> 棟																																																	
<u>898</u> 人	<u>340</u> 人	<u>526</u> 人																																																	
<u>8,960</u> 人	<u>7,723</u> 人	<u>6,384</u> 人																																																	

変更箇所	新	旧	備考																																																																																																
	<p>ウ <u>揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯</u></p> <table border="1" data-bbox="703 331 1113 778"> <tr> <td>冬の朝 5時</td> <td>夏の昼 12時</td> <td>冬の夕方 18時</td> </tr> <tr> <td colspan="3">4～7</td> </tr> <tr> <td colspan="3">県内面積の約 <u>7%</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>76,888</u> 棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>129,859</u> 棟</td> </tr> <tr> <td><u>426</u> 棟</td> <td><u>520</u> 棟</td> <td><u>1,434</u> 棟</td> </tr> <tr> <td><u>3,658</u> 人</td> <td><u>1,414</u> 人</td> <td><u>2,171</u> 人</td> </tr> <tr> <td><u>30,456</u> 人</td> <td><u>24,434</u> 人</td> <td><u>21,660</u> 人</td> </tr> </table> <p>エ <u>屏風山・恵那山及び猿投山断層帯</u></p> <table border="1" data-bbox="703 874 1113 1321"> <tr> <td>冬の朝 5時</td> <td>夏の昼 12時</td> <td>冬の夕方 18時</td> </tr> <tr> <td colspan="3">4～7</td> </tr> <tr> <td colspan="3">県内面積の約 <u>2%</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>30,660</u> 棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>51,992</u> 棟</td> </tr> <tr> <td><u>160</u> 棟</td> <td><u>185</u> 棟</td> <td><u>480</u> 棟</td> </tr> <tr> <td><u>1,649</u> 人</td> <td><u>626</u> 人</td> <td><u>968</u> 人</td> </tr> <tr> <td><u>13,178</u> 人</td> <td><u>12,392</u> 人</td> <td><u>10,127</u> 人</td> </tr> </table>	冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時	4～7			県内面積の約 <u>7%</u>			<u>76,888</u> 棟			<u>129,859</u> 棟			<u>426</u> 棟	<u>520</u> 棟	<u>1,434</u> 棟	<u>3,658</u> 人	<u>1,414</u> 人	<u>2,171</u> 人	<u>30,456</u> 人	<u>24,434</u> 人	<u>21,660</u> 人	冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時	4～7			県内面積の約 <u>2%</u>			<u>30,660</u> 棟			<u>51,992</u> 棟			<u>160</u> 棟	<u>185</u> 棟	<u>480</u> 棟	<u>1,649</u> 人	<u>626</u> 人	<u>968</u> 人	<u>13,178</u> 人	<u>12,392</u> 人	<u>10,127</u> 人	<p>ウ <u>跡津川断層帯</u></p> <table border="1" data-bbox="1162 331 1572 778"> <tr> <td>冬の朝 5時</td> <td>夏の昼 12時</td> <td>冬の夕方 18時</td> </tr> <tr> <td colspan="3">4～7</td> </tr> <tr> <td colspan="3">県内面積の約 <u>1%</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>19,682</u> 棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>39,304</u> 棟</td> </tr> <tr> <td><u>31</u> 棟</td> <td><u>136</u> 棟</td> <td><u>383</u> 棟</td> </tr> <tr> <td><u>980</u> 人</td> <td><u>373</u> 人</td> <td><u>577</u> 人</td> </tr> <tr> <td><u>9,032</u> 人</td> <td><u>9,276</u> 人</td> <td><u>7,030</u> 人</td> </tr> </table> <p>エ <u>高山・大原断層帯</u></p> <table border="1" data-bbox="1162 874 1572 1321"> <tr> <td>冬の朝 5時</td> <td>夏の昼 12時</td> <td>冬の夕方 18時</td> </tr> <tr> <td colspan="3">4～7</td> </tr> <tr> <td colspan="3">県内面積の約 <u>1%</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>16,524</u> 棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>32,112</u> 棟</td> </tr> <tr> <td><u>80</u> 棟</td> <td><u>96</u> 棟</td> <td><u>277</u> 棟</td> </tr> <tr> <td><u>874</u> 人</td> <td><u>333</u> 人</td> <td><u>514</u> 人</td> </tr> <tr> <td><u>7,754</u> 人</td> <td><u>7,029</u> 人</td> <td><u>5,667</u> 人</td> </tr> </table>	冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時	4～7			県内面積の約 <u>1%</u>			<u>19,682</u> 棟			<u>39,304</u> 棟			<u>31</u> 棟	<u>136</u> 棟	<u>383</u> 棟	<u>980</u> 人	<u>373</u> 人	<u>577</u> 人	<u>9,032</u> 人	<u>9,276</u> 人	<u>7,030</u> 人	冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時	4～7			県内面積の約 <u>1%</u>			<u>16,524</u> 棟			<u>32,112</u> 棟			<u>80</u> 棟	<u>96</u> 棟	<u>277</u> 棟	<u>874</u> 人	<u>333</u> 人	<u>514</u> 人	<u>7,754</u> 人	<u>7,029</u> 人	<u>5,667</u> 人	
冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時																																																																																																	
4～7																																																																																																			
県内面積の約 <u>7%</u>																																																																																																			
<u>76,888</u> 棟																																																																																																			
<u>129,859</u> 棟																																																																																																			
<u>426</u> 棟	<u>520</u> 棟	<u>1,434</u> 棟																																																																																																	
<u>3,658</u> 人	<u>1,414</u> 人	<u>2,171</u> 人																																																																																																	
<u>30,456</u> 人	<u>24,434</u> 人	<u>21,660</u> 人																																																																																																	
冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時																																																																																																	
4～7																																																																																																			
県内面積の約 <u>2%</u>																																																																																																			
<u>30,660</u> 棟																																																																																																			
<u>51,992</u> 棟																																																																																																			
<u>160</u> 棟	<u>185</u> 棟	<u>480</u> 棟																																																																																																	
<u>1,649</u> 人	<u>626</u> 人	<u>968</u> 人																																																																																																	
<u>13,178</u> 人	<u>12,392</u> 人	<u>10,127</u> 人																																																																																																	
冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時																																																																																																	
4～7																																																																																																			
県内面積の約 <u>1%</u>																																																																																																			
<u>19,682</u> 棟																																																																																																			
<u>39,304</u> 棟																																																																																																			
<u>31</u> 棟	<u>136</u> 棟	<u>383</u> 棟																																																																																																	
<u>980</u> 人	<u>373</u> 人	<u>577</u> 人																																																																																																	
<u>9,032</u> 人	<u>9,276</u> 人	<u>7,030</u> 人																																																																																																	
冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時																																																																																																	
4～7																																																																																																			
県内面積の約 <u>1%</u>																																																																																																			
<u>16,524</u> 棟																																																																																																			
<u>32,112</u> 棟																																																																																																			
<u>80</u> 棟	<u>96</u> 棟	<u>277</u> 棟																																																																																																	
<u>874</u> 人	<u>333</u> 人	<u>514</u> 人																																																																																																	
<u>7,754</u> 人	<u>7,029</u> 人	<u>5,667</u> 人																																																																																																	

変更箇所	新	旧	備考																																																																																				
<p>p 1 4 (2) 御嵩町の被害想定結果</p>	<p>イ 阿寺断層帯</p> <table border="1" data-bbox="703 333 1113 729"> <tr> <td>冬の朝 5時</td> <td>夏の昼 12時</td> <td>冬の夕方 18時</td> </tr> <tr> <td colspan="3">5弱から5強</td> </tr> <tr> <td colspan="3">5棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3">146棟</td> </tr> <tr> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> </tr> <tr> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>26人</td> <td>22人</td> </tr> </table> <p>ウ 揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯</p> <table border="1" data-bbox="703 826 1113 1222"> <tr> <td>冬の朝 5時</td> <td>夏の昼 12時</td> <td>冬の夕方 18時</td> </tr> <tr> <td colspan="3">5強から6弱</td> </tr> <tr> <td colspan="3">88棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3">644棟</td> </tr> <tr> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>2棟</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>138人</td> <td>107人</td> <td>94人</td> </tr> </table>	冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時	5弱から5強			5棟			146棟			0棟	0棟	0棟	0人	0人	0人	29人	26人	22人	冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時	5強から6弱			88棟			644棟			0棟	0棟	2棟	5人	2人	3人	138人	107人	94人	<p>イ 阿寺断層帯</p> <table border="1" data-bbox="1162 333 1572 729"> <tr> <td>冬の朝 5時</td> <td>夏の昼 12時</td> <td>冬の夕方 18時</td> </tr> <tr> <td colspan="3">5弱から5強</td> </tr> <tr> <td colspan="3">0棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3">45棟</td> </tr> <tr> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> </tr> <tr> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>9人</td> <td>11人</td> <td>8人</td> </tr> </table> <p>ウ 跡津川断層帯</p> <table border="1" data-bbox="1162 826 1572 1222"> <tr> <td>冬の朝 5時</td> <td>夏の昼 12時</td> <td>冬の夕方 18時</td> </tr> <tr> <td colspan="3">5弱から5強</td> </tr> <tr> <td colspan="3">0棟</td> </tr> <tr> <td colspan="3">46棟</td> </tr> <tr> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> </tr> <tr> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>9人</td> <td>9人</td> <td>7人</td> </tr> </table>	冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時	5弱から5強			0棟			45棟			0棟	0棟	0棟	0人	0人	0人	9人	11人	8人	冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時	5弱から5強			0棟			46棟			0棟	0棟	0棟	0人	0人	0人	9人	9人	7人	
冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時																																																																																					
5弱から5強																																																																																							
5棟																																																																																							
146棟																																																																																							
0棟	0棟	0棟																																																																																					
0人	0人	0人																																																																																					
29人	26人	22人																																																																																					
冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時																																																																																					
5強から6弱																																																																																							
88棟																																																																																							
644棟																																																																																							
0棟	0棟	2棟																																																																																					
5人	2人	3人																																																																																					
138人	107人	94人																																																																																					
冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時																																																																																					
5弱から5強																																																																																							
0棟																																																																																							
45棟																																																																																							
0棟	0棟	0棟																																																																																					
0人	0人	0人																																																																																					
9人	11人	8人																																																																																					
冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時																																																																																					
5弱から5強																																																																																							
0棟																																																																																							
46棟																																																																																							
0棟	0棟	0棟																																																																																					
0人	0人	0人																																																																																					
9人	9人	7人																																																																																					

変更箇所	新	旧	備考																																										
<p>(3) 想定結果からの課題</p>	<p>エ <u>屏風山・恵那山及び猿投山断層帯</u></p> <table border="1" data-bbox="703 379 1111 778"> <tr> <td>冬の朝 5時</td> <td>夏の昼 12時</td> <td>冬の夕方 18時</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>5強から6弱</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>138棟</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>882棟</u></td> </tr> <tr> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td><u>1棟</u></td> </tr> <tr> <td><u>8人</u></td> <td><u>3人</u></td> <td><u>5人</u></td> </tr> <tr> <td><u>193人</u></td> <td><u>167人</u></td> <td><u>143人</u></td> </tr> </table> <p>(3) 想定結果からの課題</p> <p>町の場合、4つの想定地震の震源からいづれも離れていることから、どの想定地震においても6弱を超える震度は予想されていない。</p> <p>「御嵩町の被害想定」によると、上記の4つの震源のうち「<u>屏風山・恵那山及び猿投山断層帯</u>」を震源とする地震において、建物全壊<u>138棟</u>、建物半壊<u>882棟</u>という想定結果から、建物の耐震化が急務であるといえる。さらに、不燃化、消防力の更</p>	冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時	<u>5強から6弱</u>			<u>138棟</u>			<u>882棟</u>			0棟	0棟	<u>1棟</u>	<u>8人</u>	<u>3人</u>	<u>5人</u>	<u>193人</u>	<u>167人</u>	<u>143人</u>	<p>エ <u>高山・大原断層帯</u></p> <table border="1" data-bbox="1162 379 1570 778"> <tr> <td>冬の朝 5時</td> <td>夏の昼 12時</td> <td>冬の夕方 18時</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>5弱から5強</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>0棟</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>25棟</u></td> </tr> <tr> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td><u>0棟</u></td> </tr> <tr> <td><u>0人</u></td> <td><u>0人</u></td> <td><u>0人</u></td> </tr> <tr> <td><u>5人</u></td> <td><u>6人</u></td> <td><u>4人</u></td> </tr> </table> <p>(3) 想定結果からの課題</p> <p>町の場合、4つの想定地震の震源からいづれも離れていることから、どの想定地震においても6弱を超える震度は予想されていない。</p> <p>「御嵩町の被害想定」によると、上記の4つの震源のうち「<u>養老-桑名-四日市断層帯</u>」を震源とする地震において、建物全壊<u>5棟</u>、建物半壊<u>138棟</u>という想定結果から、建物の耐震化が急務であるといえる。さらに、不燃化、消防力の更</p>	冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時	<u>5弱から5強</u>			<u>0棟</u>			<u>25棟</u>			0棟	0棟	<u>0棟</u>	<u>0人</u>	<u>0人</u>	<u>0人</u>	<u>5人</u>	<u>6人</u>	<u>4人</u>	
冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時																																											
<u>5強から6弱</u>																																													
<u>138棟</u>																																													
<u>882棟</u>																																													
0棟	0棟	<u>1棟</u>																																											
<u>8人</u>	<u>3人</u>	<u>5人</u>																																											
<u>193人</u>	<u>167人</u>	<u>143人</u>																																											
冬の朝 5時	夏の昼 12時	冬の夕方 18時																																											
<u>5弱から5強</u>																																													
<u>0棟</u>																																													
<u>25棟</u>																																													
0棟	0棟	<u>0棟</u>																																											
<u>0人</u>	<u>0人</u>	<u>0人</u>																																											
<u>5人</u>	<u>6人</u>	<u>4人</u>																																											

変更箇所	新	旧	備考
	なる整備、ライフラインの早期復旧体制の整備、自主防災体制の充実、そして何よりも住民一人ひとりの意識の高揚が重要といえる。	なる整備、ライフラインの早期復旧体制の整備、自主防災体制の充実、そして何よりも住民一人ひとりの意識の高揚が重要といえる。	

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第2章 新旧対照表
令和8年4月一部改定

赤字傍線部分は修正箇所

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 1 9 第2節 第1項 1 方針</p>	<p>1 方針 地震災害を最小限に食い止めるため、町をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日頃から地震災害について認識を深め、「自らの生命は自らが守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を深め、平素から地震災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。 また、町及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門機関や専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。 なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において</p>	<p>1 方針 地震災害を最小限に食い止めるため、町をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日頃から地震災害について認識を深め、「自らの生命は自らが守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を深め、平素から地震災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。 また、町及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門機関や専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。 なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	<p>避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮するよう努める。<u>_____</u> <u>_____</u></p>	
<p>p 2 0 3 防災教育</p>	<p>(1) 住民教育 略 アからエまで 略 <u>オ 山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害リスクと取るべき行動</u> カからクまで 略</p>	<p>(1) 住民教育 略 アからエまで 略 <u>オからクまで 略</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 2 6 第3節 第5項 7 緊急通行車両の周知・普及</p>	<p>7 緊急通行車両の周知・普及 町及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	<p>7 緊急通行車両の周知・普及 町及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両<u>について、緊急通行車両標章交付のための申出があったときは、災害発生前においても、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 2 7 第4節 第1項 3 行政区域を越えた広域避難の調整</p>	<p>3 行政区域を越えた広域避難の調整 (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。 <u>加えて、他都道府県からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策を検討するものとする。</u> (2)及び(3) 略</p>	<p>3 行政区域を越えた広域避難の調整 (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。 <u>(追加)</u> (2)及び(3) 略</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>
<p>p 2 8 4 指定避難所 (1) 指定避難所の指定</p>	<p>(1) 指定避難所の指定 町は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設としてあらかじめ指定避難所を確保・指定し、住民に周知する。また、災害時における指定避難所</p>	<p>(1) 指定避難所の指定 町は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設としてあらかじめ指定避難所を確保・指定し、住民に周知する。また、災害時における指定避難所</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	<p>よう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <hr/> <p>町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p>町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示す</p>	<p>よう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、<u>県は積極的にその協力・支援を行う。</u></p> <p>町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p>町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示す</p>	

変更箇所	新	旧	備考
	<p>ニュアルを別途作成し、適宜更新するよう務める。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p>	<p>ニュアルを別途作成し、適宜更新するよう務める。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p>	
<p>p 29</p> <p>6 在宅避難者等の支援</p> <p>7 車中泊避難者の支援</p>	<p><u>6 在宅避難者等の支援</u></p> <p><u>町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>7 車中泊避難者の支援</u></p> <p><u>町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備え</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
8 から 12 まで	<p><u>て、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>		
<p>p 3 0 8 から 12 まで 13 避難情報の把握</p>	<p><u>8から12まで</u> 略</p> <p><u>13</u> 避難情報の把握</p> <p>町及び県は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。</p> <p><u>また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検</u></p>	<p><u>6から10まで</u> 略</p> <p><u>11</u> 避難情報の把握</p> <p>町及び県は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
	<p><u>た調査・研究に努めるものとする。</u></p> <p><u>町及び県は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するものとする。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、町民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進するものとする。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努めるものとする。</u></p>		
<p>p 3 3 第4節 第6項 2 供給体制の整備</p>	<p>2 供給体制の整備</p> <p>町及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、<u>必要戸数分の建設可能な用地を把握する</u>など、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。<u>また、用地ごとの災害リスク等の情報把握に努めるとともに、災</u></p>	<p>2 供給体制の整備</p> <p>町及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、<u>建設可能な用地を把握する</u>など、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。<u>(追加)</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
<p>3 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立</p>	<p><u>害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>3 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立 町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、<u>災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と供給体制の強化を図るものとする。</u></p>	<p>3 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立 町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、<u>民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく</u> <u>ものとする。</u></p>	
<p>p 37 第5節 第1項 6 都市の防災対策 (2) 空き家対策の推進</p>	<p>(2) <u>空き家対策の推進</u> 町は、<u>大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進するものとする。</u></p>	<p>(2) <u>空家等の状況の確認</u> 町は、<u>平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 39 第4項 4 堤防の耐震対策</p>	<p>4 堤防の耐震対策 強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化現象等による堤防の沈下が懸念される。河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の点検及び耐震対策等を適切かつ優先的に行う。</p>	<p>4 堤防の液状化対策 強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念される。河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の点検及び液状化対策等を適切かつ優先的に行う。</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>
<p>p 40 第5節 第5項 6 ため池の整備（ダム）</p>	<p>6 ため池の整備（ダム） 町及び県は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生のおそれのあるものについて、地震・豪雨耐性評価を実施し、防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。 県及び町は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度</p>	<p>6 老朽ため池の整備（ダム） 町及び県は、ため池のうち設置年次が古いこと等によりダム及びその施設が老朽化し、ダム決壊により下流地域に洪水の発生のおそれのあるものについて、緊張度の高いものから順次堤体断面の補強、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。 県及び町は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度</p>	<p>・ 県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表(案)
地震対策編 第2章

御嵩町地域防災計画
新旧対照表(案)
第2章

変更箇所	新	旧	備考
	が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。	が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。	

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第3章 新旧対照表
令和8年4月一部改定

赤字傍線部分は修正箇所

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表 (案)
地震対策編 第3章

御嵩町地域防災計画
新旧対照表 (案)
第3章

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 5 0 第3章 第1節 第4項 2 地震情報の受理、伝達 (1) 地震情報の発表</p>	<p>(1) 地震情報の発表 気象庁(岐阜地方気象台)は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は、「震源・震度情報」及び「長周期地震動に関する観測情報」(長周期地震動階級1以上を観測した場合)を、震度3以上を観測した場合は「震度速報」及び「震源に関する情報」を、震度5弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」を、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合等は「その他の情報」を発表し伝達する。 さらに場合に応じて、地震活動の状況等をお知らせする「地震活動に関する解説情報」等の資料提供をするものとする。</p>	<p>(1) 地震情報の発表 気象庁(岐阜地方気象台)は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は、「震源・震度情報」及び「長周期地震動に関する観測情報」(長周期地震動階級1以上を観測した場合)を、震度3以上を観測した場合は「震度速報」及び「震源に関する情報」を、震度5弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」を、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合等は「その他の情報」を発表し伝達する。 さらに場合に応じて、地震活動の状況等をお知らせする「地震活動に関する解説情報」等の資料提供をするものとする。</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>
<p>p 6 2 第2節 第9項 2 施設別応急対策 (1) 道路施設の応急対策</p>	<p>2 施設別応急対策 (1) 道路施設の応急対策 ア 略 イ 路上の障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含む。)が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。</p>	<p>2 施設別応急対策 (1) 道路施設の応急対策 ア 略 イ 路上の障害物の除去がが必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 7 3 第3節 第8項 1 計画の方針</p> <p>2 保健活動 (2) 活動内容</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>地震災害時における保健衛生対策については、一般対策編第3章第6節第15項「遺体の捜索、取り扱い、埋葬」、第16項「防疫計画」及び第19項「<u>環境衛生・廃棄物処理</u>」の定めるところによるが、保健活動及び精神保健の措置については、次のとおりである。</p> <p>(2) 活動内容</p> <p>町及び県は連携をとり、保健活動チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。</p> <p>具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画のほか、災害救急医療マニュアルに定める。</p> <p><u>町及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</u></p> <p>アからオまで 略</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>地震災害時における保健衛生対策については、一般対策編第3章第6節第15項「遺体の捜索、取り扱い、埋葬」、第16項「防疫計画」及び第19項「<u>清掃活動</u>」の定めるところによるが、保健活動及び精神保健の措置については、次のとおりである。</p> <p>(2) 活動内容</p> <p>町及び県は連携をとり、保健活動チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。</p> <p>具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画のほか、災害救急医療マニュアルに定める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>アからオまで 略</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
地震対策編 第3章

御嵩町地域防災計画
新旧対照表（案）
第3章

変更箇所	新	旧	備考
p 7 4 第3節 第9項 環境衛生・廃棄物処理	第9項 <u>環境衛生・廃棄物処理</u> 一般対策編第3章第6節第19項「 <u>環境衛生・廃棄物処理</u> 」の定めるところによる。	第9項 <u>清掃活動</u> 一般対策編第3章第6節第19項「 <u>清掃活動</u> 」の定めるところによる。	・ 県地域防災計画の修正
p 7 6 第3節 第12項 家庭動物の救援	第12項 <u>家庭動物</u> の救援 一般対策編第3章第6節第20項「 <u>家庭動物</u> の救援」の定めるところによる。	第12項 <u>愛玩動物等</u> の救援 一般対策編第3章第6節第20項「 <u>愛玩動物等</u> の救援」の定めるところによる。	・ 県地域防災計画の修正

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第4章 新旧対照表
令和8年4月一部改定

赤字傍線部分は修正箇所

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 79 第4章 第1節 第1項 基本方針</p>	<p>第1項 基本方針</p> <p>被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。</p> <p>その際、住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p> <p>町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</p>	<p>第1項 基本方針</p> <p>被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。</p> <p>その際、住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p> <p>町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用_____するものとする。</p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

変更箇所	新	旧	備考
<p>p 8 3 第3節 3 個人被災者への資金援助等 (4) 災害ケースマネジメント</p>	<p><u>(4) 災害ケースマネジメント</u> <u>町及び県は、災害ケースマネジメント</u> <u>による被災者支援を円滑かつ迅速に実施</u> <u>するため、関係団体と連携構築に努める</u> <u>ものとする。また、見守り・相談の機会</u> <u>や被災者台帳等を活用したきめ細やかな</u> <u>支援を行い、被災者が容易に支援制度を</u> <u>知ることができる環境の整備に努めるも</u> <u>のとする。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>・県地域防災計画の修正</p>

御嵩町地域防災計画 資料編 新旧対照表
令和8年4月一部改定

赤字傍線部分は修正箇所

御嵩町 地域防災計画 新旧対照表（案）
資料編

変更箇所	新	旧	備考
p 1 3 ○関係機関協定一覧	○関係機関協定一覧 <div data-bbox="913 587 1290 660" style="border: 1px solid black; text-align: center;">別紙 参照</div>	○関係機関協定一覧	・実情に合わせた修正

資料編

別紙

新旧対照表

赤字傍線部分は修正箇所

別紙

p 1 3

関係機関協定一覧

新

(令和8年1月1日現在)

名 称	締結年月日	締 結 機 関	所 在 地	電話番号 (FAX番号)
消防相互応援協定	昭和45年2月6日	瑞浪市	瑞浪市上平町1-1	0572-68-2111 (0572-68-8749)
消防相互応援協定	昭和47年2月1日	土岐市	土岐市土岐津町土岐口2101	0572-54-1111 (0572-54-1127)
災害支援協力に関する覚書	平成9年9月1日	御嵩郵便局	御嵩町御嵩1451-2	0574-67-2211 (0574-67-4114)
<u>岐阜県及び市町村災害時相互応援協定</u>	<u>平成10年3月30日</u>	<u>岐阜県 岐阜県市長会 岐阜県町村会</u>	<u>岐阜市藪田南2-1-1</u>	<u>058-272-1111</u>
災害時における医療救護活動に関する協定	平成10年8月11日	可児医師会	可児市広見5-20	0574-60-5130 (0574-60-5131)
可茂地区市町村消防団 消防相互応援協定	平成11年4月30日	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村	美濃加茂市太田町3431-1	0574-25-2111 (0574-25-3917)
			可児市広見1-1	0574-62-1111 (0574-63-4406)
			坂祝町取組46-18	0574-26-7111 (0574-27-1808)
			富加町滝田1511	0574-54-2111 (0574-54-2461)
			川辺町中川辺1518-4	0574-53-2511 (0574-53-2374)
			七宗町上麻生2442-3	0574-48-1111 (0574-48-2239)
			八百津町八百津3903-2	0574-43-2111 (0574-43-0969)
			白川町河岐715	0574-72-1311 (0574-72-1317)
			東白川村神土548	0574-78-3111 (0574-78-3099)
災害時におけるLPガスの供給に関する協定	平成17年2月23日	社団法人 岐阜県LPガス協会可茂支部	美濃加茂市前平町1-66	0574-26-0560 (0574-28-3405)
非常災害時における学校開放に関する協定	平成18年2月8日	岐阜県立東濃高等学校	御嵩町御嵩2854-1	0574-67-2136 (0574-67-6204)

非常災害時における学校開放に関する協定	平成18年2月8日	岐阜県立東濃実業高等学校	御嵩町伏見 891	0574-67-0504 (0574-67-6412)
災害時における物資提供に関する協定	平成18年4月1日	コカ・コーラ センtralジャパン株式会社	名古屋市東区砂田橋 4丁目1番47号	①052-723-3216 ②045-222-5852 ③052-723-3131
非常時における飲料供給に関する覚書	平成18年4月11日	ダイドードリンコ株式会社 三岐支店	三重県津市河芸町上野 705	059-245-5031 (059-245-5041)
災害時における歯科医療救護活動等に関する協定	平成18年9月19日	可児歯科医師会	可児市今渡 706-1 一光ビル 205号	0574-62-7462 (0574-62-7460)
災害活動応援協定	平成18年11月1日	グリーンテクノみたけ管理組合	御嵩町御嵩 2188-48 (豊精密工業株)	0574-68-1150
災害時の応援業務に関する基本協定	平成18年12月13日	岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	岐阜市田端町 1-12	058-248-1895 (058-240-4888)
災害時応援協力に関する協定	平成18年12月27日	可茂地区電気工事協議会	美濃加茂市中富町 1-10-16	0574-25-1844
応急給水設備に関する協定	平成19年3月23日	岐阜県水道事業	可児市川合 984 (東部広域水道事務所 川合浄水場)	0574-62-9118 (0574-62-8210)
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	平成19年8月8日	株式会社パロー	多治見市大針町 661-1	0572-20-0860
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	平成20年9月18日	ユニー株式会社 アピタ御嵩店	御嵩町上恵土 1052-1	0574-67-6777 (0574-67-8300)
災害時における応急対策に関する協定	平成20年9月18日	御嵩町安全協議会 (株式会社 天野建設・株式会社 本州緑化建設・株式会社 御嵩重機建設・有限会社 共和建設・株式会社 國本起業・有限会社 昭光建設・ヘイセイテック 株式会社・村瀬興業 株式会社・有限会社 山口土木)	御嵩町中切 960-1 (株式会社 天野建設)	0574-67-1553 (0574-67-4989)
災害時要援護者への避難施設に関する協定	平成21年1月26日	社会福祉法人 慈恵会	美濃加茂市下米田町東栃井 81-2 i さわやかナースィングみたけ ii さわやか長楽荘 iii さわやかグループホームみたけ iv さわやかアイビィセンター伏見	0574-25-0609 i 0574-67-8325 ii 0574-67-8321 iii 0574-67-8322 iv 0574-67-0581
災害時要援護者への避難施設に関する協定	平成21年1月26日	メイカルケアサービス 東海株式会社	大垣市宝和町 15 グループホーム「憩いの里」ふしみ	0574-67-8526 (0574-67-8552)
災害時における施設開放に関する協定	平成21年2月23日	学校法人 荻須学園	名古屋市守山区白山 1-807 御嵩保育園	052-771-8623 (052-772-7737)
岐阜県内の高速道路等における消防相互応援協定	平成21年3月2日	県内全市町村、全消防事務組合	＝	＝
災害時における相互応援に関する協定	平成23年6月27日	めぐみの農業協同組合	関市若草通 1-1	0575-23-5151 (0575-23-5533)

災害時におけるゴルフ場施設の使用に関する協定	平成24年2月1日	サンクラシックゴルフクラブ	御嵩町比衣 1097-1-1	0574-67-6360
災害時における緊急放送に関する協定	平成24年2月22日	ケーブルテレビ可児	可児市広見 7-90	0574-63-7211 (0574-63-7440)
災害時要援護者への避難施設に関する協定	平成24年7月2日	めぐみの農業協同組合（あんしんみたけ）	御嵩町御嵩 358-1	0574-68-0515 (0574-67-5252)
災害時要援護者への避難施設に関する協定	平成24年7月2日	DS TOKAI 株式会社	可児市今渡 1155-1	0574-63-5551 (0574-63-2250)
災害時における緊急放送に関する協定	平成24年7月24日	FM ラインウェーブ株式会社	可児市広見 7-90	0574-50-2080 (0574-50-2453)
災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	御嵩町管工事組合（有限会社 田口プロパン・有限会社 御嵩管工・有限会社三嶋設備工業所・羽賀水道設備・河村電気・土屋管工設備・大東商店）	御嵩 1376（有限会社 田口プロパン）	0574-67-0271
災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	株式会社 西部管商 中濃店	美濃加茂市川合町 4-2-19	0574-24-7180 (0574-24-7373)
災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	安田株式会社 本店東濃営業所	瑞浪市西小田町 3-260	0572-68-2131
災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	山彦株式会社 東濃営業所	岐阜市須賀 3-14-1	058-273-3111
災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	株式会社 米津西部 中濃支店	可児市土田 2541	0574-26-5161
災害時における協力体制に関する協定	平成25年1月8日	大庭台自主防災会	御嵩町中 2863-66	—
災害時における応急生活物資供給に関する協定	平成25年12月17日	生活協同組合 コープ岐阜	各務原市鶴沼 1-4-1	0576-52-2633 (0576-52-2683)
<u>災害に係る情報発信等に関する協定</u>	<u>平成26年7月14日</u>	<u>ヤフー 株式会社</u>	<u>東京都港区赤坂 9-7-1</u>	<u>—</u>
災害時における遺体安置場所の提供等の協力に関する協定	平成28年10月28日	有限会社 セレモたなか 中工業 有限会社	御嵩町中 12 御嵩町中 2179	0574-67-7588 0574-68-2056
<u>特定接種の接種体制に関する協定</u>	<u>平成28年12月1日</u>	<u>医療法人 忠知会 桃井病院</u>	<u>御嵩町中 2163 番地</u>	<u>0574-67-2108</u> <u>(0574-67-4533)</u>
<u>災害時における救援物資提供に関する協定</u>	<u>平成29年1月24日</u>	<u>アサヒ飲料 株式会社中部北陸支社</u>	<u>名古屋市 中村区 那古野 1-47-1</u>	<u>0570-047328</u> <u>052-541-8213</u>

岐阜県広域消防相互 支援協定	平成29年3月24日	県内全市町村、全 消防事務組合	＝	＝
可茂地域における災害 時相互支援に関する協 定	平成29年3月27日	可茂県事務所 美濃加茂市 可児市 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 美濃加茂市太田町 3431-1 可児市広見 1-1 坂祝町取組 46-18 富加町滝田 1511 川辺町中川辺 1518-4 七宗町上麻生 2442-3 八百津町八百津 3903-2 白川町河岐 715 東白川村神土 548	0574-25-3111 0574-25-2111 0574-62-1111 0574-26-7111 0574-54-2111 0574-53-2511 0574-48-1111 0574-43-2111 0574-72-1311 0574-78-3111
災害発生時における御 嵩町と御嵩町内郵便局 の協力に関する協定	平成29年4月27日	御嵩郵便局 可児郵便局 伏見郵便局 上之郷郵便局 御嵩中郵便局	御嵩町御嵩 1451-2 可児市広見 853-1 御嵩町上恵土 850 御嵩町中切 872-7 御嵩町中 660-13	0574-67-2211 0570-943-027 0574-67-1493 0574-67-1491 0574-67-1492
災害時における施設の 使用に関する協定	平成29年4月28日	社会福祉法人 慈 恵会、長岡自治会	美濃加茂市下米田町東栃井 81-2 i さわやかナーシングみたけ ii さわやか長楽荘	0574-25-0609 i 0574-67-8325 ii 0574-67-8321
瑞浪市と御嵩町における 越境避難に関する協定	平成29年9月28日	瑞浪市	瑞浪市上平町 1-1	0572-68-2111 (0572-68-8749)
災害時における支援協 力に関する協定	平成30年10月4日	イオンビッグ 株 式会社	名古屋市中村区名駅 5-25-8	052-533-6810
災害時における応急対 策活動に関する協定	平成30年11月1日	岐阜県瓦葺組合 可児・加茂支部 可茂地区市町村 下呂市	加茂郡白川町黒川 2121 (有限会社 有田瓦店)	0574-77-1317 (0574-77-1763)
災害時における備蓄用 パンの供給に関する協 定	令和2年5月22日	一般社団法人 プ レイクスルーバン ク	名古屋市瑞穂区州雲町 3-26 プ ロアセレッソ 703号	052-875-8171 (052-875-3171)
災害における段ボール 製品等の確保の協力に 関する協定	令和2年10月7日	株式会社 共進ペ イパー&パッケージ 中京工場	御嵩町御嵩 2188-43	0574-68-1021 (0574-67-7355)
災害時における御嵩町 災害ボランティアセン ターの設置、運営等に 関する協定	令和3年3月25日	社会福祉法人 御 嵩町社会福祉協議 会	御嵩町御嵩 1239-10	0574-67-6710 (0574-67-8102)
特設公衆電話の設置等 に関する覚書	令和3年7月9日	西日本電信電話 株式会社	岐阜市梅ヶ枝町 2-31	0120-116-116
災害時における停電復旧 に係る応急措置の実施に 支障となる障害物等の除 去等に関する協定	令和3年10月4日	中部電力パワーグ リッド 株式会社 加茂営業所	美濃加茂市中富町 1-10-16	0120-924-662
災害時等における協力 体制に関する協定	令和3年12月24日	社会福祉法人 御 嵩町社会福祉協議 会 一般社団法人 可 児青年会議所	御嵩町御嵩 1239-10 可児市広見 1-5	0574-67-6710 (0574-67-8102) 0574-67-9010 (0574-63-3191)

災害時における救援物資提供に関する協定	令和5年10月20日	株式会社 伊藤園	土岐市泉北山町 5-3	0572-53-4621
災害時における非常食の提供協力に関する協定	令和6年7月11日	株式会社 ジーエスエフ	東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー19F	03-6276-3875
地域の健康づくり、福祉の推進並びに大規模災害対応に向けた相互連携に関する協定	令和7年1月28日	中北薬品 株式会社	名古屋市中区丸の内 3-11-9	052-971-3681 (052-971-3680)
災害時におけるゴルフ場施設の使用に関する協定	令和7年6月19日	株式会社 東濃開発	御嵩町前沢 8075-6	0574-67-6171 (0574-67-4322)
災害時におけるゴルフ場施設の使用に関する協定	令和7年6月19日	株式会社 美岳カントリークラブ	御嵩町前沢 8075-3	0574-67-3511 (0574-67-3123)
災害時における入浴等支援に関する協定	令和7年7月15日	特定非営利活動法人 Vネット	高山市桐生町 2-315-7	090-8862-7999 (050-3174-5038)
マルモビパートナーシップ協定	令和7年8月26日	株式会社 トイフアクトリー	可児市瀬田 800-1	0574-63-0667 (0574-62-0144)
B&G財団及び中部ブロック B&G海洋センター等所在市町村間災害時相互応援協定	令和7年9月9日	B&G財団(防災推進課)、中部ブロック B&G海洋センター所在 48 市町村	東京都港区虎ノ門 3-4-10 虎ノ門 35 森ビル 9F	03-6402-5317 (03-6402-5315)
災害時における物資供給に関する協定	令和7年9月22日	NPO法人 コメリ災害対策センター	新潟市南区清水 4501-1	025-371-4185 (025-371-4151)

旧

(令和6年4月1日現在)

名 称	締結年月日	締 結 機 関	所 在 地	電話番号 (FAX番号)
消防相互応援協定	昭和45年2月6日	瑞浪市	瑞浪市上平町 1-1	0572-68-2111 (0572-68-8749)
消防相互応援協定	昭和47年2月1日	土岐市	土岐市土岐津町土岐口 2101	0572-54-1111 (0572-54-1127)
災害支援協力に関する覚書	平成9年9月1日	御嵩郵便局	御嵩町御嵩 1451-2	0574-67-2211 (0574-67-4114)
_____	_____	_____	_____	_____
災害時における医療救護活動に関する協定	平成10年8月11日	可児医師会	可児市広見 5-20	0574-60-5130 (0574-60-5131)
可茂地区市町村消防団	平成11年4月30日	美濃加茂市、可児	美濃加茂市太田町 3431-1	0574-25-2111 (0574-25-3917)

消防相互応援協定		市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村	可児市広見 1—1	0574—62—1111 (0574—63—4406)
			坂祝町取組 46—18	0574—26—7111 (0574—27—1808)
			富加町滝田 1511	0574—54—2111 (0574—54—2461)
			川辺町中川辺 1518—4	0574—53—2511 (0574—53—2374)
			七宗町上麻生 2442—3	0574—48—1111 (0574—48—2239)
			八百津町八百津 3903—2	0574—43—2111 (0574—43—0969)
			白川町河岐 715	0574—72—1311 (0574—72—1317)
			東白川村神土 548	0574—78—3111 (0574—78—3099)
災害時におけるLPガスの供給に関する協定	平成17年2月23日	社団法人 岐阜県LPガス協会可茂支部	美濃加茂市前平町 1—66	0574—26—0560 (0574—28—3405)
非常災害時における学校開放に関する協定	平成18年2月8日	岐阜県立東濃高等学校	御嵩町御嵩 2854—1	0574—67—2136 (0574—67—6204)
非常災害時における学校開放に関する協定	平成18年2月8日	岐阜県立東濃実業高等学校	御嵩町伏見 891	0574—67—0504 (0574—67—6412)
災害時における物資提供に関する協定	平成18年4月1日	コカ・コーラ セントラルジャパン株式会社	名古屋市東区砂田橋 4丁目1番47号	①052—723—3216 ②045—222—5852 ③052—723—3131
非常時における飲料供給に関する覚書	平成18年4月11日	ダイドードリンコ株式会社 三岐支店	三重県津市河芸町上野 705	059—245—5031 (059—245—5041)
災害時における歯科医療救護活動等に関する協定	平成18年9月19日	可児歯科医師会	可児市今渡 706—1 一光ビル205号	0574—62—7462 (0574—62—7460)
災害活動応援協定	平成18年11月1日	グリーンテクノみたけ管理組合	御嵩町御嵩 2188—48 (豊精密工業㈱)	0574—68—1150
災害時の応援業務に関する基本協定	平成18年12月13日	岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	岐阜市田端町 1—12	058—248—1895 (058—240—4888)
災害時応援協力に関する協定	平成18年12月27日	可茂地区電気工事協議会	美濃加茂市中富町 1—10—16	0574—25—1844
応急給水設備に関する協定	平成19年3月23日	岐阜県水道事業	可児市川合 984 (東部広域水道事務所 川合浄水場)	0574—62—9118 (0574—62—8210)
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	平成19年8月8日	株式会社パロー	多治見市大針町 661—1	0572—20—0860
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	平成20年9月18日	ユニー株式会社 アピタ御嵩店	御嵩町上恵土 1052-1	0574—67—6777 (0574—67—8300)

災害時における応急対策に関する協定	平成20年9月18日	御嵩町安全協議会 (株式会社 天野建設・株式会社本州緑化建設・株式会社 御嵩重機建設・有限会社共和建設・株式会社 國本起業・有限会社 昭光建設・ヘイセイテック 株式会社・村瀬興業 株式会社・有限会社 山口土木	御嵩町中切 960-1 (株式会社 天野建設)	0574-67-1553 (0574-67-4989)
災害時要援護者への避難施設に関する協定	平成21年1月26日	社会福祉法人 慈恵会	美濃加茂市下米田町東栃井 81-2 i さわやかナーシングみたけ ii さわやか長楽荘 iii さわやかグループホームみたけ iv さわやかケア・伊ビセンター-伏見	0574-25-0609 i 0574-67-8325 ii 0574-67-8321 iii 0574-67-8322 iv 0574-67-0581
災害時要援護者への避難施設に関する協定	平成21年2月26日	メディカルケア・サービス 東海株式会社	大垣市宝和町 15 グループホーム「憩いの里」ふしみ	0574-67-8526 (0574-67-8552)
災害時における施設開放に関する協定	平成21年2月23日	学校法人 荻須学園	名古屋市守山区白山 1-807 御嵩保育園	052-771-8623 (052-772-7737)
_____	_____	_____	_____	_____
災害時における相互応援に関する協定	平成23年6月27日	めぐみの農業協同組合	関市若草通 1-1	0575-23-5151 (0575-23-5533)
災害時におけるゴルフ場施設の使用に関する協定	平成24年2月1日	サンクラシックゴルフクラブ	御嵩町比衣 1097-1-1	0574-67-6360
災害時における緊急放送に関する協定	平成24年2月22日	ケーブルテレビ可児	可児市広見 7-90	0574-63-7211 (0574-63-7440)
<u>災害時における非常食の提供協力に関する協定</u>	<u>平成24年5月1日</u>	<u>株式会社魚国総本社名古屋本部</u>	<u>愛知県刈谷市東新町 5-118</u>	<u>0566-22-8811</u> <u>(0566-22-9206)</u>
災害時要援護者への避難施設に関する協定	平成24年7月2日	めぐみの農業協同組合 (あんしんみたけ)	御嵩町御嵩 358-1	0574-68-0515 (0574-67-5252)
災害時要援護者への避難施設に関する協定	平成24年7月2日	DS TOKAI 株式会社	可児市今渡 1155-1	0574-63-5551 (0574-63-2250)
災害時における緊急放送に関する協定	平成24年7月24日	FM ラインウェーブ株式会社	可児市広見 7-90	0574-50-2080 (0574-50-2453)

災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	御嵩町管工事組合 (有限会社 田口プロパン・有限会社 御嵩管工・有限会社三嶋設備工業所・羽賀水道設備・河村電気・土屋管工設備・大東商店)	御嵩 1376 (有限会社 田口プロパン)	0574-67-0271
災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	株式会社 西部管商 中濃店	美濃加茂市川合町 4-2-19	0574-24-7180 (0574-24-7373)
災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	安田株式会社 本店東濃営業所	瑞浪市西小田町 3-260	0572-68-2131
災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	山彦株式会社 東濃営業所	岐阜市須賀 3-14-1	058-273-3111
災害時における給水計画に関する応援協定	平成24年8月24日	株式会社 米津西部 中濃支店	可児市土田 2541	0574-26-5161
<u>災害時における電気の保安に関する協定</u>	<u>平成24年10月4日</u>	<u>中部電気保安協会 岐阜支店</u>	<u>岐阜市敷島町 8-31</u>	<u>058-253-7899</u> <u>(058-253-5235)</u>
<u>災害時における応急対策活動に関する協定</u>	<u>平成24年12月25日</u>	<u>岐阜県瓦葺組合 可児・加茂支部</u>	<u>下呂市萩原町跡津 417</u> <u>(有限会社 日下部瓦店)</u>	<u>0576-52-2633</u> <u>(0576-52-2683)</u>
災害時における協力体制に関する協定	平成25年1月8日	大庭台自主防災会	御嵩町中 2863-66	—
災害時における応急生活物資供給に関する協定	平成25年12月17日	生活協同組合 コープ岐阜	各務原市鶴沼 1-4-1	0576-52-2633 (0576-52-2683)
_____	_____	_____	_____	—
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
災害時における遺体安置場所の提供等の協力に関する協定	平成28年10月28日	有限会社 セレモたなか 中工業 有限会社	御嵩町中 12 御嵩町中 2179	0574-67-7588 0574-68-2056
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____

_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
災害時における支援協力に関する協定	平成30年10月4日	イオンビッグ 株式会社	名古屋市中村区名駅 5-25-8	052-533-6810
_____	_____	_____	_____	_____
災害時における備蓄用パンの供給に関する協定	令和2年5月22日	一般社団法人 ブレイクスルーバンク	名古屋市瑞穂区州雲町 3-26 ブロアセレッソ 703 号	052-875-8171 (052-875-3171)
災害における段ボール製品等の確保の協力に関する協定	令和2年10月7日	株式会社 共進ペイパー&パッケージ 中京工場	御嵩町御嵩 2188-43	0574-68-1021 (0574-67-7355)
災害時における御嵩町災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定	令和3年3月25日	社会福祉法人 御嵩町社会福祉協議会	御嵩町御嵩 1239-10	0574-67-6710 (0574-67-8102)
特設公衆電話の設置等に関する覚書	令和3年7月9日	西日本電信電話株式会社	岐阜市梅ヶ枝町 2-31	0120-116-116
災害時における停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる障害物等の除去等に関する協定	令和3年10月4日	中部電力パワーグリッド 株式会社 加茂営業所	美濃加茂市中富町 1-10-16	0120-924-662

